

新食糧法と米穀流通

誌名	農業経済研究報告
ISSN	02886855
著者名	冬木,勝仁
発行元	東北大学農学部農業経営学研究室
巻/号	28号
掲載ページ	p. 105-122
発行年月	1995年4月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



新食糧法と米穀流通

冬木勝仁*

目次

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 問題意識と課題 | 4. 米穀流通をめぐる資本の動向 |
| 2. 新食糧法制定をめぐる経過 | 5. 小括 |
| 3. 新食糧法の内容と性格 | |

1. 問題意識と課題

昨年（1994年）12月、今後の米穀流通のあり方を規定する法律として、新食糧法（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」）が成立し、本年（1995年）11月から施行されることになった。この法律は、食糧管理法の廃止を含み、今後の米穀流通、食糧管理制度を根本的に変えるものとなる。同法の制定は、ガット・ウルグアイ・ラウンドで合意されたWTO協定及びそれに付帯する諸協定の批准、とりわけ農業分野での合意に基づく米輸入のミニマム・アクセス受け入れに伴う国内法整備の一環であるとともに、政府、財界によって近年進められている「規制緩和」の一環でもある。

実際に、食糧管理制度においても、1981年の食糧管理法改定以後、数々の規制緩和措置がとられ、1990年には自主流通米の売買に入札取引が導入されるなど、ここ10数年の変化は著しいものがあり、その延長線上に新食糧法の制定も位置づけられなければならないのである。

本稿の課題は、近年の食糧管理制度の変化から見て、新食糧法はどのような位置づけが与えられるのかを、需給調整と価格形成の側面を中心に検討するとともに、同法施行後に予想される米穀流通への資本の進出が現段階でどこまで進んでいるのか、を明らかにすることである。

その際、ガット・ウルグアイ・ラウンドをめぐる動向は重要な問題であるが、本稿では国内流通の規制緩和をめぐる動向を中心に展開し、前者の問題については必要な限りでふれるにとどめる。

2. 新食糧法制定をめぐる経過

食糧管理制度は、1981年の食糧管理法改定以降、種々の行政措置により規制緩和が図られてきたが、1990年の自主流通米売買への入札取引の導入によって、本格的に需給調整や価格形成に市場原理の導入が行われた。こうした規制緩和措置及び入札取引の導入については、以前に拙稿〔3〕、〔5〕で分析を行ったので、それらを参照されたい。本稿では入札取引導入以降、新食糧

* 東北大学農学部生物資源情報学研究室・講師

法制定までの若干の経過について述べることにする。

それでは、まず入札取引、食糧管理制度に関する卸売業者の要望について検討しておこう。自主流通米の価格形成に入札取引を導入することにあたって、卸売業者の全国団体はいくつかの要望を示している。最大の卸売業者団体である全糧連（全国食糧事業協同組合連合会）は1990年度の通常総会（1990年5月17日開催）で、入札取引の導入に関して、次のような決議を採択した。「『自主流通米の価格形成の場』の設定にあたっては、売り手・買い手の対等な取引関係、乱高下の防止、流通秩序の維持等、系統組織の現実的な主張が容れられると共に、その運営がわれわれ企業の発展と社会的役割の達成につながるよう全力を傾注する」という内容である（註1）。

この決議では入札取引の導入に全糧連の「主張が容れられ」たことを評価しているが、一方でこの総会で承認された事業計画に基づく食糧庁への要望ではいくつかの注文も行っている。具体的には、「①運営主体となる第三者機関・運営委員会について、――――中略――――。②上場数量について、産地品種銘柄毎の適正な指標価格を形成するに足る数量とし、その実施時期（回数）について、開催の密度は米穀年度の前半に厚くし、後半は薄くされたい。③取引参加者における買い手側について、公平な取引関係が確保されるよう配慮されたい。また、経済連（道府県の経済農業協同組合連合会等一筆者註）卸にあっては、自ら集荷した米穀を売り手として上場する一方で、買い手となり入札に参加することは適当でないと思料されるので、検討のうえ措置されたい。④各市場における上場銘柄については、事前に年間を通じた内容を明確に提示し、かつ年間を通じて平均的に上場されたい。⑤落札した米穀の代金決済については、落札内容の守秘のため第三者機関が実施することとされたい」といった内容である（註2）。

ここでの要望のポイントは③及び⑤にあるが、その評価については後で検討することにして、個別の卸売業者の意見についても見ておこう。全糧連はその機関紙『月間 食糧』1990年6月号で「特集 自主流通米の価格形成の場」という特集記事を掲載しているが、その中でいくつかの卸売業者の経営者が入札取引についての意見を寄せている。そこで述べられている意見の主なものは、一つは入札取引における代金決済の問題であり、いま一つは相対取引の方法に関わる問題である。前者に関しては、代金決済を卸売業者と経済連で直接行うのか、それとも全農が決済を行うのか、という問題であり、後者については、入札取引に上場されない部分の相対取引を卸売業者と経済連が直接行うのか、それとも全農を介して行うのか、といった問題で、要するに今後の米穀流通、とりわけ産地流通から消費地流通への仲立ちに、これまでどおり全農が大きな位置を占めるのか、どうか、といった問題である。こうした意見の他にも、産地に所在する卸売業者は不正規流通米、いわゆる自由米が入札取引における価格形成にどのような影響を与えるのかについてもふれている。また、この問題については前述した全糧連の総会でも問題にされている（註3）。

このような要望を卸売業者は入札取引導入以前から持っていたが、実際に入札取引が行われた後で、さらに具体的な要望となって現れている。その一つは、入札取引で決定した指標価格と需給実勢価格が乖離しているというものである。例えば、東京の有力卸売業者である日本マタイの米穀部長は、入札取引の仕組みの不備から落札価格がどうしても高くなってしまい、その落札価

格の加重平均によって決定される指標価格も需給実勢価格から乖離した高水準になってしまい、と述べている。また、「経済連卸が自県産米を買い支えるケース」についても指摘している。それゆえ「応札価格の加重平均を指標価格にするといい改正が必要だろう」としている(註4)。

このような個別の卸売業者だけでなく、卸売業者の全国団体としても、入札取引が実際に行われたことをふまえた具体的な要望を明らかにしている。卸売業者の全国団体の中でも最も商社的性格が強い全米商連(全米商連協同組合)の専務理事は、1991年産自主流通米の入札取引の仕組みの不満な事項として、「(1)年間値幅制限が本則どおり10%に決まらなかったこと」、「(2)入札販売数量並びに入札実施回数が、当初計画どおり実行されなかったこと」、「(3)県内流通玉の上場義務免除が拡大されたこと」、「(4)現在の代金決済方法は、独占化につながり、農協卸の入札は買支えにつながりかねない」、の4点をあげている(註5)。また、全糧連は1992年5月14日に開かれた通常総会で、不正規流通米の対策として、「卸売業者が生産者から直接仕入れて販売できる制度的措置」を関係方面に要請していくという考えを示している(註6)。

以上、卸売業者及びその全国団体の入札取引及び食糧管理制度に対する要望を示してきたが、概ね自主流通米入札取引の導入については評価しつつ、それを更に「需給実勢が反映する」ように求めているのである。具体的には、第一に入札取引及び相対取引の双方で全農の役割を低下させ、経済連ないしは農協と卸売業者が直接取引すること、第二に経済連卸を買い手側から排除すること、第三に自主流通米価格形成機構を真に「米穀市場」化すること、つまり値幅制限を緩め、上場数量を拡大し、入札実施回数を拡大すること、第四に卸売業者が集荷業務に参入できるようにすること、である。

以上のような米穀卸売業者の要望は政府や財界の政策方向、提言等に反映することになる。実際、財界の総本山とも言うべき経団連(経済団体連合会)の農政部会長は1993年11月1日(1994米穀年度)から米穀卸売業者である山種産業取締役会長の山崎誠三氏であり、人的にも卸売業者の意向が反映される状況にあった(註7)。では、政府、財界の動きを具体的に見ておこう。

農林水産省は、今後の農業政策の指針として、1992年6月に新政策(「新しい食料・農業・農村政策の方向」)を発表した。その中で米穀流通の今後のあり方として、「産直ルートの拡充などによる販売方法の多様化」や「許可制度など米流通に係る現行の基本的枠組みの下、流通面での規制緩和と、販売業者の活性化」などがうたわれていた(註8)。また、前述した経済連卸による「買い支え」問題に関連して、1993年春には公正取引委員会が、自主流通米入札取引に独占禁止法違反の疑いがあるとして、経済連や卸売業者を調査し、それをふまえて1994年3月3日には12の経済連に対して警告を与えた。同時に、公正取引委員会は食糧庁に対しても制度改善を申し入れたが、このことは結果的に「米流通自由化への環境整備」となったと考えられる(註9)。

財界の動きとしては、経団連が1993年9月1日に政府に対して提出した規制緩和に関する要望書があげられる。この要望書は30項目余りの規制緩和措置を求めているが、その中に米穀の販売許可制度の見直しによる新規参入の促進や農家の直接販売の対象を小売・卸売業者にも広げることが含まれている(註10)。その内容を更に具体的に展開するものとして、1994年5月11日には「農業・食品産業関連の規制緩和等を求める」と題する提案が公表された。この提案の食糧管理

制度の見直しに関わる部分は、①選択的減反制度の導入、②米穀生産者の直接販売の拡充、③農業生産法人の構成員要件の一層の緩和、④米穀種子販売規制の緩和、⑤米穀流通に関する規制緩和、⑥自主流通米価格形成の場の改革、⑦米穀の政府買入価格、政府売渡価格の引下げ、から成っており、米穀の種子の供給から生産、流通、価格等について包括的な規制緩和を求めたものとなっている（註11）。

このように財界総体としては、一方で既存の米穀卸売業者や一部の生産者の要求（生産者と卸売業者の直接取引、集荷業への新規参入）を汲みあげつつ、他方で既存業者の利益を侵食する可能性のある外部からの新規参入（米穀生産者と加工業者・外食産業との直接取引、農業生産法人の構成員要件緩和による食品産業等関連企業の参入、種子の自由取引、小売業への参入の原則自由化）を要求してきたのである。ここに掲げられている要求は、後述するように、大手資本が現段階で既に手掛けているが、規制があるために十分な展開ができないでいる事業分野、例えば種子の取引等が含まれているとともに、全体として大手資本が米穀の生産から集荷、卸売、小売、加工、調理にいたる垂直的統合化を図る上で制限となる規制を緩和するように求めているのである。全体として見た場合、規制緩和による競争の拡大と、また米穀流通の大半の事業分野に大手資本を進出させることで低米価を実現しようという財界全体・総資本の思惑が基調にある。

こうした財界の意向もふまえて、1994年8月12日に農政審議会は「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」と題する報告書を発表し、食糧管理法の改定による米穀流通の規制緩和、米穀販売の多様化の方向を打ち出した（註12）。更にこの報告書を受け、政府与党内での検討、調整が行われ、最終的に10月に法案を発表し、12月に成立させたのである（註13）。

註1）[15] 1990年7月号70-71ページ。

註2）[15] 1990年9月号14-15ページ。

註3）[17] 1990年6月号18-27ページ。

註4）[15] 1991年6月号20-21ページ。米穀卸売業者の立場から見て、指標価格が需給実勢価格から乖離した高水準になる理由の一つは、入札取引において「入札申込限度数量」が各卸売業者毎に設定されているために、小規模卸売業者が特定の銘柄については最高価格で入札せざるをえないからである。また、当然のことながら、落札価格の加重平均は応札価格（落札できなかった入札価格も含む）の加重平均よりも高くなる。しかしながら、応札価格は米穀卸売業者の「買入希望価格」であり、買い手側の意向しか反映されない。それを指標価格の基準にするのは、「需給動向を価格に反映させる」という立場から見ても理にかなってはいない。このことから判るように、米穀卸売業者の言う「需給実勢価格」とは、自らの「値頃感」に合致した価格であり、その基準となるのは卸売買価格ないしは「自由米」価格である。なお、「入札申込限度数量」と小規模卸売業者との関係については、拙稿[3] 75-85ページ、[5] 110-133ページを参照されたい。

註5）[17] 1991年8月号26-27ページ。

註6）[15] 1992年6月号51ページ。

- 註7) [8] 1993年11月1日付では、山崎誠三氏の経団連農政部長就任に際してのインタビューの記事が掲載されている。また、[15] 1993年11月号24-26ページにも同様の記事が掲載されているが、ここで山崎氏は経団連農政部長として、米穀流通の規制緩和を推進していく旨の決意を表明している。なお、山種産業及び山種グループについての紹介記事が [15] 1994年1, 2月号142-147ページに掲載されている。
- 註8) 新農政推進研究会 [12] 282ページ。
- 註9) 公正取引委員会の調査については [15] 1993年5月号14-17ページ, 60ページを参照。また、警告と申し入れの内容については [1] 1994年3月4日付を参照。なお、自主流通米価格形成機構は、以前より卸売業者からの批判が大きかった経済連卸によるいわゆる「買い支え」問題を含め、公正取引委員会から指摘されている「入札価格の高値誘導」疑惑を払拭するために、1993年産米から「適正な入札を行うための措置を講ずる」ことを運営委員会(1993年7月21日)で決定した。具体的には、不適正な入札と認められる場合には、名前の公表や勧告、入札制限などの制裁措置をとることを定めている([16] 1993年7月22日付)。更に、1994年産米の入札取引に際し、食糧庁は経済連に対し、自県産米の入札を自粛するように要請した([8] 1994年5月5日付)。
- 註10) [8] 1993年8月30日付。
- 註11) 農業・農協問題研究所 [11] 22-27ページ。
- 註12) [16] 1994年8月13日付。
- 註13) 与党内での検討、調整の結果については、[13] 1995年1月号17-19ページを参照された。また、新食糧法案の政府、国会等での検討経過については、[13] 1995年2月号26-27ページに掲載されている。

3. 新食糧法の内容と性格

第1表は食糧管理法と新食糧法との相違点を示したものである。また、第1図はその相違点に基づき、米穀の主要流通ルートの変化を予測したものである(註1)。

この表と図から判るように、新食糧法は食糧管理法下で既に実施されてきた様々な行政措置を条文に含んでいる。例えば、1990年に始まった自主流通米価格形成機構での入札による自主流通米価格の決定は、食糧管理法では規定されていなかったが、実際には農林水産省、食糧庁の行政指導下で実施されていた。新食糧法ではこの行政措置が「第5款 自主流通米価格形成センター」(第48条~第58条)として条文化されている。また、自主流通米を流通の主体とすることや政府米価格に需給実勢を反映させることは、食糧管理法下でも、理念に反して、現実には行われている。生産調整についても既に実施されていたことを条文に明記したものである。

従って、新食糧法はこれまでの規制緩和を含む様々な行政措置を法的に追認したものと言えるが、いずれの規定にしてもいくつかの変更が含まれており、これまでの延長線上にはとどまらず、食糧管理制度の変遷から見ても一段階を画す内容を持っている。その内容について、食糧管理制度、米穀流通、米穀卸売業者との関係で重要と思われる点を指摘しておこう。

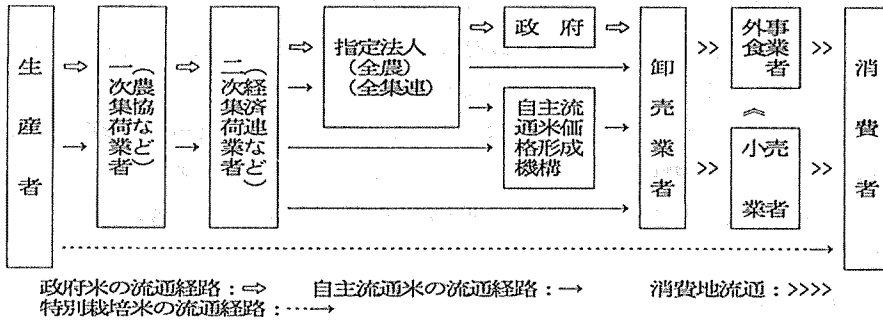
第1表 食糧管理法と新食糧法との主な相違点

	食糧管理法	新食糧法
基本	制度上、主体は政府米、自主流通米は例外、全量管理が原則	民間流通による自主流通米が主体、最小限の流通規制
生産調整	法的な位置付けはなく、生産調整は割当	基本計画に要生産調整量を明記、政府米買入れは生産調整実施者に限る、買入数量を農家に配分、生産者の自主的判断を尊重（政省令で決定）
備蓄	法的な位置付けはない、流通上の調整保管・在庫のみ	基本計画に備蓄量を明記
輸出入	必要と認められた時、政府だけが輸出入できる（国家貿易、事実上の輸入禁止状態）	基本計画に輸入数量を明記、政府が輸出入（国家貿易）、輸入差益の上限規定、売買同時入札制度
政府米価格	生産者価格は再生産の確保、消費者価格は家計の安定が目的の二重米価制、米価審議会の意見聴取	生産者価格は自主流通米価格や需給動向を反映させた上で再生産確保を旨として決定、消費者価格は需給実勢を反映させた上で家計安定を旨として決定、審議会の意見聴取
自主流通米格	明確な規定はない、自主流通米価格形成機構による入札で指標価格を決定、相対取引は指標価格を基準に行う	自主流通米価格形成センターを法律上位置付ける、入札取引の仕組みを改善、相対取引は指標価格を基準に行う
売渡義務	法律に明記	廃止、緊急時は閣議決定で売渡命令
集荷販売	業者は許可制、指定法人（全農、全集連）	業者は登録制、自主流通法人
流通	政府米、自主流通米以外は認めない、例外的に特別栽培米が認められる（流通ルートの特定）	計画流通と計画外流通の二本建て、計画流通は自主流通米が主体、計画外流通は数量をあらかじめ届け出る

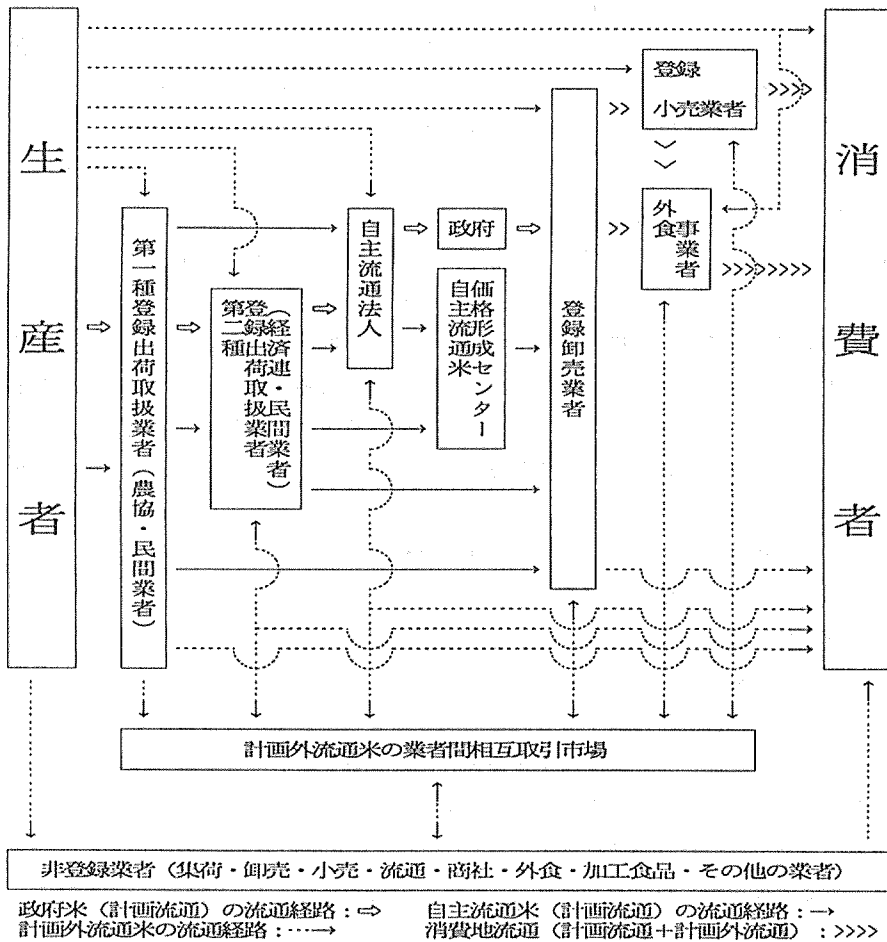
（資料）[13] 1995年1月号 4-32ページ、2月号 4-121ページを参考にして作成。

（注）食糧管理法については行政措置による運用を含む。

[食糧管理法]



[新食糧法]



(資料) [13] 1995年 1月号 4—32ページ, 2月号 4—121 ページ, を参考にして作成。

第1図 米穀の主要流通ルートの変化

第一に、全量国家管理という食糧管理制度の根幹は、食糧管理法下でも実態としては崩れつつあったが、新食糧法においては理念としても除外されている。「政府管理米」（政府米・自主流通米）に代え、「計画流通米」（自主流通米・政府米）とすることで、「計画外流通米」に関しては政府管理の外側に置かれることになる。これにより全量国家管理は理念としても消滅する。

第二に、生産調整に関わって、これまでは行政的な一律割当であったが、新食糧法では「生産調整実施者」のみが生産調整を行うことになる。しかも「生産調整実施者」になるかどうかの選択は農家の自主的判断に任される。つまり、規制緩和措置が本格的に生産者の側にも適用されたのである。

第三に、卸売業者との関係では、集荷、卸売、小売業務が許可制から登録制に変わったことが大きい。この措置は、一方では集荷業務への参入を要望していた卸売業者の意向を反映するものであるが、同時に外部からの卸売業務への参入を容易にするものである。また、計画外流通についてはいずれの業務についても全く自由に参入できることから、これまで「川下」＝消費地流通において生じていた激しい競争が、「川上」＝産地流通も含んだ形で展開されることになる。そして、その反作用として業者間の統合化はますます進行することになる。

第四に、価格形成についても変化が生じる。現段階では、卸間売買等による独自の需給調整機能を有する卸売業者が価格形成のイニシアティブを持っているが、今後は小売間売買も自由化され、卸売業者のイニシアティブは弱まらざるを得ない。更には計画外流通については独自の業者間相互取引市場が形成されることになる。そうなれば、全くの自由市場である業者間相互取引市場に需給調整機能が移り、価格形成のイニシアティブを握るのはその市場で支配力を持つものになる。豊富な資金力を持つ大手資本が業者間相互取引市場において支配力を持つことは十分に予想される事態である。新食糧法では、これまで卸売業者等の既存の米穀流通業者と結び付くことによって、間接的に米穀流通に影響を及ぼしてきた大手資本が、いよいよ直接的に米穀流通を把握する可能性が存在するのである。

では、需給調整や価格形成の面で、新食糧法は食糧管理制度の近年の変化から見て、どのような性格を有しているのかを検討しておこう。

需給管理（調整）機能について言えば、自主流通制度導入以前の政府米「配給」のみが正規流通で、政府の米穀全量買入れが崩れていなかった時点では、需給管理は専ら政府によって行われていたと言えよう。1969年の自主流通制度の導入によって、需給調整機能の一部は民間の手に委ねられたが、指定法人、とりわけ自主流通米のほぼ全量に近い部分を扱う全農への行政指導を通じて、間接的にせよ政府による需給管理（調整）が行われていた。また、全農も独自の観点で「需給調整」を行っていた（註2）。

しかし、主に流通面での規制緩和が進むにつれ、全農が把握しうる部分が小さくなり、卸売業者と産地との間で「市場原理」によって「需給調整」がなされる要素が生じてきた。また、一方で卸売業者は卸間売買や各種の提携関係、「水平的統合化」を通じて、独自の「需給調整」機能を獲得した。そういう意味で、規制緩和が進展するにつれ、「需給調整」機能は、全体として「市場原理」に委ねられつつあるとともに、独自の「需給調整」機能を有する卸売業者のイニシアティブ

グの下に徐々に移行してきたのである（註3）。

更に、新食糧法では、前述したように卸売業者のイニシアティブが弱まり、全くの自由市場である業者間相互取引市場が「需給調整」において大きな影響を及ぼす。

こうした「需給調整」機能の変容は、米価形成についても変化をもたらす。一般的に商品の価格は「需給調整」とセットになっており、全くの自由市場の場合、「市場原理」に基づいて、価格の上下が「需給調整」の役割を果たす。それゆえ、「市場原理」が導入されれば、「需給調整」機能のイニシアティブを握るものが価格形成においてもイニシアティブを握る。

米穀流通に関して言えば、政府全量買入れの段階では、「需給調整」及び価格形成のイニシアティブは専ら政府に属していた。そのことが、ある程度需給状況と切り離して価格形成ができる基礎になっていた。つまり、需給管理は備蓄量の調整や減反政策などの形態で、直接的に需要と供給を調整することによって行い、価格は、「二重米価制」によって、「米穀ノ再生産ヲ確保スル」（食糧管理法第3条）生産者米価と「消費者ノ家計ヲ安定セシムル」（同法第4条）消費者米価という水準に独自に設定することができたのである（註4）。

また、自主流通制度導入後は、「需給調整」機能の一部を全農が担う状況が生じるとともに、自主流通米の価格については、いわゆる「全農指し値」が基準となってきた。しかし、規制緩和の進展とともに、価格形成は全体として「市場原理」に委ねられ、独自の「需給調整」機能を有するようになった卸売業者に、価格形成のイニシアティブも移行するようになってきた。更に、新食糧法では計画外流通米の業者間相互取引市場が価格形成にも大きな影響を及ぼし、その市場に進出するであろう大手資本がイニシアティブを握る可能性が生じている。

以上の点で、新食糧法は、食糧管理制度の変遷から見て、これまでの延長線上にはとどまらず、一段階を画す内容を持っているのである。

次節では、新食糧法の下で、需給調整や価格形成に重大な影響を及ぼすであろう大手資本の米穀流通をめぐる現段階の動向について検討する。

註1）新食糧法の全文については [13] 1995年2月号65-91ページ、[15] 1994年11月号20-33ページに掲載されている。また、[15] 1995年1,2月号22-25ページには、米穀流通業者が食糧庁から示された「政省令の見込み」が掲載されている。

註2）全農による「需給調整」については、小金沢孝昭 [6] 142-144ページ、[7] 303-305ページを参照されたい。

註3）卸間売買を利用した米穀卸売業者独自の「需給調整」機能については、拙稿 [3] 72-82ページ、[5] 124-131ページを参照されたい。

註4）食糧管理法令研究会 [14] 2-3ページ。

4. 米穀流通をめぐる資本の動向

第2表及び第3表は米穀流通をめぐる大手資本の最近の動向をまとめたものである。この表に示されている特徴をまとめておこう。

第一の特徴は、大手資本はこれまでの食糧管理制度下での規制により、米穀流通の中心には進出できなかったために、さしあたり規制外の分野から進出していることである。例えば、米飯、加工米飯事業には既に多くの大手資本が進出し、上位数社の寡占状態にあるし、外食、中食事業でも同様の状況であり、そうした事業での業務用米穀の使用状況は全体の需給動向に影響を及ぼすとともに、既存の米穀卸売・小売業者等の事業を左右している（註1）。また、第4表に示しているように、以前は米飯商品を扱ってこなかった外食、中食業者が米飯商品を販売しだしており、米飯事業への大手資本の進出はますます拡大している。

第二に、規制緩和によって、かなり自由化されていた小売業務にはスーパー・マーケットをはじめとする流通関係の大手資本がかなり参入しており、最近では大手商社が本格的に参入しつつある。流通関係の大手資本の場合、自社店舗での米穀小売業務の展開とともに、自社店舗が小売免許を取得できない場合、既存米穀小売業者を自社店舗のテナントとしたり、FC（フランチャイズ・チェーン）のスーパー・マーケットやコンビニエンス・ストアとして組織することで事業を展開し、例えばセゾングループでは単位農協と契約し、PB（プライベート・ブランド）の小袋詰精米を販売している。一方、大手商社の場合は既に大規模に事業展開している大手米穀小売業者を買収したり、資本参加することによって、米穀流通事業への進出を果たしている。伊藤忠商事は東京の大手米穀小売業者に資本参加しているし、丸紅は他社（加ト吉）と共同出資した会社が大手米穀小売業者の小売権を継承した。また、住友商事は北海道の大手米穀小売業者を買収している。

第三に、大手資本は卸売業務や集荷業務に関しては、今のところ直接参入するというよりも、当該業務を担っている既存業者との提携関係を結んでいる場合が多いが、新食糧法施行後には直接参入する可能性があるし、卸売業務では既に一部の資本が既存業者への資本参加等や新規参入を図っている。例えば、東急グループの一員である東光物産の米穀卸売免許の取得、トーマンが全額出資している子会社で米穀小売業者であった名古屋の中部食糧の米穀卸売免許の取得、三井物産系の大手総合食品商社である東食の東京食糧卸への資本参加、日商岩井の野澤米穀卸への副社長派遣、等である。それ以外の提携関係は、提携相手である既存米穀卸売業者、集荷業者等の新規事業展開、とりわけ米飯事業等の展開と関わっている（註2）。

第四に、新食糧法によって大きな影響を受ける農協系統組織とも大手資本は結びついている。提携内容としては、①PB小袋精米や米飯事業等へ提携農協が原料を供給する、②大手資本が開発した資材とりわけ種子を提携農協等に提供する、というのが主な内容である。前者の場合、契約生産ということになるが、その契約内容は栽培品種の指定を伴う。後者の場合、契約生産方式で自社が提供した種子、資材を用いて生産した米穀の販売も行うこともあるが、自社で販売チャネルを有していない場合、提携農協等が所属する経済連等が販売することもある。いずれにしろ、農協等の思惑は、産地間競争が激しくなる中で、独自の販売チャネル確保を目指したものであるが、契約生産には様々な制約が伴うであろうし、農協や経済連が個別に大手資本と提携することで、全農を頂点とする農協系統組織の米穀事業が分断される可能性も生じよう。

第五に、大手資本は種子、肥料等の生産資材あるいは米穀の加工過程（搗精、炊飯、加工、調

新食糧法と米穀流通

第2表 大手資本の米穀関連事業への進出状況①

	企業名	米穀関連事業の内容	関連分野	資料
食品製造	キリンビール	<ul style="list-style-type: none"> タイ米をビール原料として使用するための実験開始 米穀の新品種開発, 種子供給を特定産地に限定し「差別化」, インディカ米は宮崎県小林市農協, 「ねばり勝ち」(中間もち, うるち米×もち米)は栃木県喜連川農協が契約栽培, 栃木県経済連を通じて外食, 米菓, 清酒, 加工用として販売 子会社のキリンアクトが「キリンジラフ」という外食チェーンを展開 	輸入種子	[1] 1994年10月6日付 [8] 1994年10月26日, 1995年1月9日付
	加ト吉	<ul style="list-style-type: none"> 冷凍食品自販機にピラフ投入, 冷凍米飯を販売 韓国米100%の冷凍ピラフを販売 新潟県魚沼に米飯工場を建設 和食ファミリーレストラン「さすがや」を全国展開, 外食チェーンの「栄太郎」, 「村さ米」を相次いで買収 丸紅80%, 加ト吉20%の出資で韓国ライスワールドを設立し, 首都圏大手の米穀小売業者いちかわアクトの小売権を継承, スカイラーク, デニーズ, ロイヤルホストと取引, 丸紅と提携しているダイエー系外食産業にも米穀を供給 	外食 米飯 輸入 米飯 外食	[9] 1995年1月19日付 [10] 1994年6月12日付 [8] 1994年5月12日付 [8] 1994年10月7日付 [8] 1994年12月3日付 1995年2月15日付
	味の素	<ul style="list-style-type: none"> 丸紅80%, 加ト吉20%の出資で韓国ライスワールドを設立し, 首都圏大手の米穀小売業者いちかわアクトの小売権を継承, スカイラーク, デニーズ, ロイヤルホストと取引, 丸紅と提携しているダイエー系外食産業にも米穀を供給 熊本経済連, 熊本県, いちかわアクト(現ライスワールド: 丸紅と加ト吉の合弁の米穀小売業者), 大阪ガス, 近畿冷熱が共同出資で「ユーユーフーズ」を設立し, 冷凍米飯を製造, 熊本経済連が専用加工米としてホンユタカ(インディカ×ジャポニカ)を契約栽培 米穀卸売業者の木徳(東京)と合弁で惣菜・米飯チェーン「あじとき」をFC展開 冷凍米飯, レトルト米飯(無菌包装)を販売 	小売 米飯, 種子 米飯 米飯	[8] 1994年9月6日付 [1] 1994年9月7日付 [10] 1994年9月7日付 [9] 1994年9月15日付 [15] 1991年7月号40-41ページ [9] 1994年9月1日付 [17] 1992年5月号36ページ, 1993年8月号38-39ページ
	医薬	資生堂	<ul style="list-style-type: none"> 低アレルギー米「ファインライス」を開発 	種子
資材等製造	三井東圧化学	<ul style="list-style-type: none"> 新素材ゼクロンを開発, 米穀の長期保存が可能な箱型容器「グルメパック」として新潟経済連に供給, 「めざめ雷」(有機省農薬コンヒカリ)として販売 米穀の新品種「みつひかり」(インディカ×ジャポニカのF1)を開発, 販売 	資材 種子	[15] 1991年6月号48-50ページ [8] 1994年5月28日付 [10] 1994年9月16日付
	三菱重工業	<ul style="list-style-type: none"> 業務用無菌包装米飯プラント開発, プラントを導入したいちかわアクト(大手米穀小売業者, 現在丸紅・加ト吉系のライスワールド)に役員を派遣 	資材 米飯	[17] 1991年4月号28ページ
	日本たばこ産業	<ul style="list-style-type: none"> 日本たばこ産業が開発した有機質肥料を使用している農家とたばこの販売を兼業している米穀店との間で特別栽培米を仲介 	資材, 集荷, 卸売	[10] 1994年10月26日付
	大阪ガス	<ul style="list-style-type: none"> 米穀の新品種開発, 試験販売 熊本経済連, 熊本県, いちかわアクト(現ライスワールド: 丸紅と加ト吉の合弁の米穀小売業者), 近畿冷熱と共同出資で「ユーユーフーズ」を設立し, 冷凍米飯を製造, 熊本経済連が専用加工米としてホンユタカ(インディカ×ジャポニカ)を契約栽培 マリオット・コーポレーション(アメリカのホテル・食品サービス最大手), 住友商事, ロイヤルホストと合弁で「ロイヤル・マリオット・アンド・エスシー」を設立し, 病院・企業給食に参入 	種子 米飯, 種子 米飯	[8] 1994年11月4日付 [15] 1991年7月号40-41ページ [9] 1994年5月31日付
流通	ヤオハン	<ul style="list-style-type: none"> タイ・ヤオハンでジャポニカ米を販売, 流通業者を通じて契約生産し, 日本市場を狙う 	輸入	[16] 1993年10月21日付
	セゾングループ	<ul style="list-style-type: none"> 西友が長野県伊那農協との契約生産で, PBのコシヒカリを販売 吉野家, 西洋フードシステムズが共同で輸入米の炊飯実験, 西洋フードシステムズは米料理の大半を輸入に切替える 	集荷, 卸売 輸入, 外食	[8] 1994年10月27日付 [8] 1993年12月8日付
	東急グループ	<ul style="list-style-type: none"> 東光物産(株)が米穀卸売免許を取得, グループ内の米穀小売免許を持つ東急ストア, 東急百貨店へ販売 	卸売, 小売	米穀新聞社 [2] 84-85ページ

(資料) 表中の一番右の欄に記載のとおり。

第3表 大手資本の米穀関連事業への進出状況②

企業名	米穀関連事業の内容	関連分野	資 料	
商社	トーマン	・子会社の中部食糧(名古屋の米穀小売業者)が米穀卸売免許を取得	卸売	[8] 1995年2月14日付
	伊藤忠	・ガードナー・マーチャント(イギリス給食メーカー最大手)と合弁で「ガードナー・マーチャント・ジャパン」を設立し、病院・企業給食事業に参入	米飯	[9] 1994年5月31日付
イトマン	・大阪第一食糧事業協同組合(日本最大の米穀卸売業者)、辰之巳(大阪の大手米穀小売業者)、わらべや日洋(東京の大手弁当業者)、藤弥織物と合弁でコメックス炊飯工場(りんくうタウン)設立、大阪及び中京地区にも炊飯工場を建設	米飯	[8] 1994年12月20日付 [15] 1991年3月号66-67ページ	
	丸紅	・新進(土浦の農業資材業者)、伊藤忠アグリシステム(子会社)と共同で農業資材スーパーを展開	資材	[8] 1995年3月1日付
丸紅	・コメキュウ(東京の大手米穀小売業者)に49%の資本参加、伊藤忠の炊飯工場に米穀を納入	小売	[8] 1995年1月20日付	
	・クボタが開発したライスロボ(業務用炊飯ロボット)を販売	資材	[1] 1993年2月18日付	
三井物産	・丸紅80%、加ト吉20%の出資で餅ライスワールドを設立し、首都圏大手の米穀小売業者いちかわアクトの小売権を継承、スカイラーク、デニース、ロイヤルホストと取引、丸紅と提携しているダイエー系外食産業にも米穀を供給	小売	[8] 1994年9月6日付 [1] 1994年9月7日付 [10] 1994年9月7日付 [9] 1994年9月15日付	
	・熊本経済連、熊本県、いちかわアクト(現ライスワールド：丸紅と加ト吉の合弁の米穀小売業者)、近畿冷熱、大阪ガスが共同出資で「ユーユーフーズ」を設立し、冷凍米飯を製造、熊本経済連が専用加工米としてホシユタカ(インディカメジャポニカ)を契約栽培	米飯、種子	[15] 1991年7月号40-41ページ	
三井物産	・子会社のストックが高齢者向けケータリングサービス事業開始	米飯	[9] 1995年1月10日付	
	・岡山県赤坂町と芙蓉物産(大阪米飯業者)と共同出資で炊飯工場を建設、地元のあかいわ農協が原料米を供給	米飯	[9] 1995年1月19日付	
三井物産	・東食(三井系大手総合食品商社)が朝東京食糧卸に資本参加、もりくま(埼玉の米穀小売業者)25%、東食40%、東京食糧卸35%の株式保有	卸売	[8] 1994年10月5日付 [15] 1994年11月号19ページ	
	・東食が中国、豪州、アメリカなどのジャポニカ米生産地に米穀卸売業者を案内、SBS方式による輸入の商談を開始	輸入	[8] 1994年10月14日付	
三菱商事	・ARA(アメリカ大手給食業者)との合弁で「エームサービス」を設立、病院、企業への給食事業を展開	米飯	[9] 1994年5月31日、 1994年9月6日付	
	・ソデックス(フランスの最大手給食業者)、中堅給食業者と合弁で「ソデックス・ケータリング」を設立、病院、企業給食事業を展開	米飯	[9] 1994年5月31日付	
三菱商事	・植物工学研究所(三菱商事、三菱化学系)がバイオ米(バイオ技術で味を改良)を開発、単独銘柄でミツハン(神奈川の大手米穀卸売業者)、神明(兵庫の大手米穀卸売業者)、瑞穂糧穀(山口の大手米穀卸売業者)が販売	種子	[10] 1994年5月9日付 [8] 1994年10月8日付	
	・農業資材スーパーをFC展開、三菱商事アグリサービス(肥料販売の子会社)が35%、フクベイ(福島の農業資材卸売業者)が50%、三菱商事が15%出資	資材	[8] 1995年3月1日付	
住友商事	・系列の明和産業がベトナムのハノイ郊外でインディカ米の品種改良事業に着手	輸入	[8] 1995年3月29日付	
	・糧販(北海道の大手米穀小売業者)を買収、米穀小売事業に進出	小売	[8] 1995年2月14日付	
住友商事	・マリオット・コーポレーション(アメリカのホテル・食品サービス最大手)、ロイヤルホスト、大阪ガスと合弁で「ロイヤル・マリオット・アンド・エスシー」を設立、企業、病院給食事業を展開	米飯	[9] 1994年5月31日付	
	・野澤米穀卸(東京の中堅米穀卸売業者)と提携し、副社長を派遣、無菌包装米飯を販売	卸売	[15] 1991年3月号56ページ	
大倉商事	・スペインのモンボ社(大手ワインメーカー)と合弁でバルセロナ郊外でジャポニカ米の生産を開始	輸入	[8] 1995年3月29日付	

(資料) 表中の一番右の欄に記載のとおり。

第4表 外食・中食産業の新規米穀関連事業

	企業名	米穀関連事業の内容	関連分野	資料
外食	日本ケンタッキー フライドチキン	・焼きおむすびとフライドチキンのセットを販売	外食	[17] 1992年12月号39ページ
	日本マクドナルド	・㈱ニチロと共同で開発・製造した和風弁当のデリバリー事業を展開	米飯	[17] 1992年6月号41ページ
		・米飯メニュー（マックチャオ：焼き飯、ビーフカレー・チキンカレー）を供給	外食	[17] 1993年1月号73-74ページ、 1992年4月号41-42ページ
	モスフードサービス	・自動調理機械最大手の鈴茂器工㈱が開発した「ライスプレート製造装置」を用いてライスバーガーを製造、販売	外食	[15] 1992年3月号55-57ページ
製パン	山崎パン	・米飯供給事業に進出 ・米飯をサンクスに供給 ・米飯供給事業に進出	米飯	[10] 1994年6月1日付
	第一屋製パン		米飯	[10] 1994年4月28日付
	木村屋製パン		米飯	[10] 1994年5月13日付

（資料）表中の一番右の欄に記載のとおり。

理等）で必要な関連プラントの供給と併せて米穀流通事業に進出している。種子の供給に関しては、三井東圧化学、日本たばこ産業、キリンビール、植物工学研究所等が行っており、種子の供給を通じて特定の既存米穀流通業者（キリンビールー経済連・農協、植物工学研究所－米穀卸売業者）と結びついている。なお、種子の供給に関しては規制があるために、種子を無償で供給するかわりに技術指導料の名目で代金を回収したり（植物工学研究所）、複雑な流通ルートを経て販売する（キリンビール）などの方法をとっている。こうした状況があるために、前述した経団連の要望では「米穀種子販売規制の緩和」が掲げられていたのである。肥料の供給では日本たばこ産業の事例があげられる。また、伊藤忠商事、三菱商事等は農業資材スーパーの展開を図っている。本表には示していないが、搗精プラントの供給と併せて精米機メーカーが米穀流通に進出する場合もある。東洋精米機製作所は、近年商品化された「無洗米」製造プラントの供給と併せて、米穀卸売業者に資本参加し、更にそれを通じて全国の米穀卸売・小売業者を組織化している（註3）。こうした米穀の商品差別化との関係では、特殊な包装資材の供給も行われている。炊飯、加工、調理の関連プラントの供給では、無菌包装米飯製造プラントの供給（三菱重工）、自動調理器械の供給（鈴茂器工は全糧連とタイアップして包装寿司のFC展開）、炊飯工場の建設（三井物産）、業務用炊飯ロボットの開発・販売（クボタ）、などがあげられる。更に食味計の開発でも、これまで精米機メーカーや農業機械メーカーが手掛けてきたが、異業種からの進出（大阪ガス、東京ガス、日本たばこ産業、等）が見受けられる。以上の様な生産資材や関連プラントの供給は以前から大手資本が行っていたが、現段階での特徴は種子供給にまで進出している点と、単なる資材、プラントの供給だけでなく、それを通じて既存米穀流通業者の組織化や米穀流通進出の足掛かりにしたり、あるいは直接進出している点である（註4）。

第六に、大手資本は既に行っている事業の流通チャンネルを米穀関連事業に利用している。例えば、日本たばこ産業は米穀小売店を兼業している煙草店を利用しているし、米穀小売事業に進出している商社や流通関係の大手資本の場合、系列の炊飯、外食・中食事業への原料供給を行っている。また、流通関係の大手資本が米穀卸売事業に進出した場合は米穀小売免許を有するグルー

プ内の店舗への供給という方法が取られる（註5）。

第七に、既に恒常的な米輸入をみこした動きが現れている。外食・中食事業、あるいは炊飯、加工事業では既に外国産米を原料にした商品開発を行っているし、外国産米を原料として使用するために実験も行われている。こうした外国産米商品化の試みは1993年の大凶作に伴う米不足、緊急輸入を契機として行われたが、現時点で見れば、米穀の恒常的輸入体制を整備するための恰好の予行演習になったと言えよう（註6）。また、商社の場合、海外から米を買い付けて食糧庁に売り渡す「登録商社」になっているので（註7）、外国の米生産地の選定や既存米穀流通業者との商談も開始している（註8）。更に、外国の生産地との契約生産を始めている大手資本も存在する（註9）。ただし、輸入できる数量はせいぜい国内消費量の数%（1995年度で4%、以降2000年度までに8%の水準に徐々に増加）に過ぎない上、米不足の時期に消費者の国産米嗜好の強さが示されたために、国内の銘柄米生産地の確保も行おうとしている。

第八に、全体として、大手資本は輸入米も含めた形で米穀流通の垂直的統合化を図ろうとしている。各企業グループのオルガナイザーともいえる商社の多くは、卸売→小売→炊飯・加工→外食・中食という結合関係を形成しようとしているし、一部は種子・資材→（生産→集荷）→卸売→小売→炊飯・加工→外食・中食という結合関係を形成しようとしている。もちろん、全ての事業を自社あるいは系列・子会社が担うとは限らず、特に（ ）内に示した生産→集荷に関してはあくまでも生産者（大半は農家）、農協・経済連が担っており、商社が直接あるいは子会社等を通じて間接的に行うわけではないが、既に強力な流通チャンネルを有しているという優位性を発揮して、それぞれの段階の事業・業者等を結び付けているのである。また、それ以外の大手資本も米穀・米飯流通の複数の段階に進出している。例えば、冷凍食品製造メーカーである加ト吉は小売→加工→外食という統合化を形成している（註10）。

以上のように、新食糧法の施行を直前にひかえ、大手資本の米穀関連事業への進出は加速しているのである。

註1) 米飯事業、外食産業等の状況については、拙稿[4]を参照されたい。米飯事業の寡占状態については、同前33-34ページで述べている。また、外食、中食事業における米穀需要が米穀卸売業者に及ぼす影響については、同前39-40ページ、拙稿[3]60-66ページを参照されたい。

註2) 既存米穀流通業者の新規事業展開と外部の資本との提携については、拙稿[3]90-92ページ、[4]38ページで論じている。

註3) 東洋精米機製作所が米穀卸売業者に資本参加した経過については、拙稿[3]89ページでふれている。また、全国の米穀卸売・小売業者組織化の事例については[15]1992年11月号66ページに紹介されている。

註4) 食味計の開発、販売はこれまで主として佐竹製作所やクボタなどの機械メーカー（精米機、農機）が手掛けてきたが、最近では東京ガスなどの異業種からの進出が目立っている。また、これまで食味計の利用は米穀卸売業者が中心であったが、最近では米穀小売業者や生

産者に広がってきており、そうしたユーザー向けの商品（クボタの食味分析計「味選人」など）も開発されている。更には、外食産業等での利用も広がっていることから、調理別に食味を評価するものも開発されている（東京ガス）。詳しくは〔10〕1994年5月18日付を参照されたい。また、鈴茂器工の事例については〔15〕1990年7月号62-63ページ、1992年3月号45-60ページに紹介されている。

註5) 大手資本は全国的な販売チャネルを有しているのので、米穀流通に進出した場合、それを利用して有利に事業が展開できる。米穀卸売・小売業者の営業区域は一定区域内に規制されているため、当該業者は全国的な販売チャネルを有しておらず、米穀以外の商品（例えば、無菌包装米飯など）を全国で販売するためには多様な販売チャネルを既に有する大手資本と提携する必要に迫られる。そうした事情については拙稿〔4〕38ページで論じている。

註6) 〔15〕では、1993年12月号から1994年8月号まで、「輸入米に対応する精米・炊飯対策マニュアル」という連続特集を組み、輸入米の精米方法（輸入米対応の精米設備）や炊飯方法（輸入米対応の炊飯設備）、あるいは輸入米の食味向上のための添加物、輸入米の加工、調理方法などの記事を、特に外食、中食産業向けに掲載している。この記事は1993年の米穀の緊急輸入への対応として組まれた特集であるが、この特集で紹介されているような輸入米への対応方法や開発された関連設備、商品などは今後の恒常的輸入体制でも利用しうるものであり、本文でも述べたとおり、緊急輸入は恒常的輸入体制を整備するための恰好の予行演習になったのである。

註7) 「登録商社」は長い間、伊藤忠商事、住友商事、東食、ニチメン、日商岩井、丸紅、三井物産、三菱商事、明和産業、などの20社であったが（〔16〕1994年8月31日付）、恒常的な米輸入に伴い、食糧庁は、①過去3年間に年平均3000トン以上の米輸出入実績、②自己資本10億円以上、などの基準で（〔8〕1995年3月10日付）、新たに「登録商社」を選定し、アメリカの穀物メジャーであるカーギルの日本法人や全農系の組合貿易などの参入を認めた（〔16〕1995年3月31日付）。前掲の第3表で示しているように、以前からの「登録商社」である明和産業はベトナムでインディカ米の品種改良事業を行っているし、新規に「登録商社」になった大倉商事はスペインでジャポニカ米の生産を始めており、注目される。なお、他の穀物メジャーであるコンチネンタル・グレインなどは参入の申請を見送っている（〔8〕1995年3月25日付）。

註8) ミニマム・アクセス分の米輸入は基本的にこれまでと同様の方式（国家貿易、「登録商社」が海外から米を買い付けて食糧庁に売り渡す）で行われるが、その一部についてはSBS方式（売買同時入札制度：米輸入業者と米穀卸売業者が連名で入札し、当該の米を食糧庁が輸入業者から買入れ、卸売業者に売り渡す）方式で行われる。この点の詳細については〔13〕1994年2月号4-10ページを参照されたい。なお、このSBS方式を前提にして、新たに「登録商社」となった米輸入業者の中には、木徳（東京の大手米穀卸売業者）やサンライス（横浜の大手米穀卸売業者ミツハンの子会社とオーストラリアの米穀生産者組合が

合併で1994年7月に設立)が含まれており〔16〕1995年4月1日付)、米穀卸売業者自らが米輸入を行う場合も生じるのである。

註9) ヤオハンのように、既に海外に店舗を持つ流通関係の大手資本はその店舗で供給しているものを日本の店舗に移動するだけのことであり、新たに生産地を見つける必要がないので、容易に日本に輸入できる。この間、急増した輸入青果物ではそうした状況が既に現れている。

註10)〔9〕1995年1月19日付では、加ト吉の特集が掲載され、同社が冷凍食品事業から出発し、企業買収などで冷凍米飯、外食、米穀流通へと事業を拡大していった経過が示されている。

5. 小 括

これまで本稿で検討してきたように、本年(1995年)11月の新食糧法の施行を前に、米穀流通への大手資本の進出は加速されている。一部の新聞では、これまで産地流通は全農系統と全集連(全国主食集荷協同組合連合会)系統が担い、消費地流通では全農系統、全糧連系統、全米商連系統が担ってきた構図から、今後は全農系統以外は渾然一体となり、産地、消費地流通を併せた形で、全農系統、大手商社の系列、独立系の業者、に区分されるようになる、と論じられていた(註1)。しかしながら、この見解は必ずしも十分ではない。そもそも既存の米穀流通業者は大手資本と比較すれば、中小資本にすぎない。従って、競争が激しくなる中で、独立系の業者として存続していけるのはごく一部であろう。ただし、既存米穀卸売業者の方でも所属系統を超えた新組織を結成し、共同で事業を展開するなど、新食糧法に備えた動きが見られる(註2)。

それ以上に重要な点は、全農系統組織がまとまっていけるかどうか、という問題がある。確かに全農系統は近年、消費地流通でも事業拡大を図り、系統としての米穀販売網を確立してきた(註3)。しかし、消費地の経済連は独自の思惑で米穀事業の展開を進めているし、産地の経済連でも、それぞれが産地間競争関係に置かれ、独自の販売戦略を実行している。また、新食糧法では、前述したように、米穀流通が必ずしも系統三段階を経る必要がなく、系統分断の可能性すらあるし、集荷の最前線に位置する単位農協が個別に大手資本と結びつく動きも見せている。こうした動向は、米輸入問題での農協系統組織に対する生産者の不信感ともあわせて、全農系統全体としてのまとまりを崩しかねないのである。

ただし、大手商社といえども、既存業者をはねのけ、一気に米穀流通の全体に進出するというわけにはいかない。生産者から直接集荷することが可能かどうか、また可能だとしてもントリー・エレベーターなどの集出荷に必要な設備などに対する新規投資が必要となってくる。従って、当面は生産者から直接集荷する業務に関しては単位農協、特に大型のカントリー・エレベーターなどを有する単位農協などに担わせ、それ以外の業務と輸入米に関する業務を主として扱うことになろう。

従って、今後しばらくはこうした諸主体間の競争、協調関係が展開され、米穀流通全体が再編されることになろう。

註1) [8] 1995年2月14日付

註2) この新組織の名称はRDC(米穀流通協議会)といい、所属系統、都道府県を超えた7つの米穀卸売業者が参加し、1994年10月25日に結成された。この組織では共同仕入や卸間売買による相互の過不足(需給)調整を行うことで、大規模米穀卸売業者や大手資本に対抗することになっている([8] 1994年11月8日付, [15] 1994年11月号19ページ)。これ以外にも、大規模米穀卸売業者は独自に水平的・垂直的統合を進めているが、詳細は拙稿[3] 85-96ページを参照されたい。また、食糧庁としても米穀卸売・小売業者を対象に設備投資資金等の利子補給を行い、経営体質強化を支援することになっている([9] 1995年1月31日付)。

註3) 全農の米穀販売網の確立については拙稿[3] 88ページで論じている。全農の米穀販売に関する最近の動向としては、独自に米穀取引に入札制度を導入することを検討していることや([1] 1994年9月17日付)、米穀卸売業者との相対取引で事前に購入予約を受ける仕組みを新たに採用したことがあげられる([8] 1994年10月22日付)。また、量販店や外食産業向けの販売促進を図るために関東と関西にそれぞれ「パールライス関東マーケティング本部」(1都6県担当)、「パールライス関西マーケティング本部」(2府3県担当)を新設した([8] 1995年3月16日付)。

引用文献

- [1] 朝日新聞社『朝日新聞』
- [2] 米穀新聞社『全国有力米穀卸売業者名簿(1991年版)』米穀新聞社 1991年
- [3] 冬木勝仁「米市場再編と卸売業者」河相一成編著『米市場再編と食管制度』農林統計協会 1994年
- [4] 冬木勝仁「『米飯ビジネス』と食糧管理制度」『農業経済研究報告』第27号 1994年4月
- [5] 冬木勝仁「米穀卸売業者間の競争と自主流通米入札制度」『農業経済研究報告』第25号 1992年4月
- [6] 小金沢孝昭「米流通と産地間競争」河相一成編著『米市場再編と食管制度』農林統計協会 1994年
- [7] 小金沢孝昭「現段階における産地間競争の性格」河相一成・冬木勝仁・横山英信・小金沢孝昭『市場形成が宮城米の生産と流通に及ぼす影響について』宮城県農業協同組合中央会 1991年
- [8] 日本経済新聞社『日本経済新聞』
- [9] 日本経済新聞社『日経流通新聞』
- [10] 日本経済新聞社『日経産業新聞』
- [11] 農業・農協問題研究所『農業と農協』第33号 1994年7月
- [12] 新農政推進研究会『新政策そこが知りたい、「新しい食料・農業・農村政策の方向」の解説』大成出版社 1992年

- [13] 食糧庁『食糧管理月報』
- [14] 食糧管理法令研究会『食糧管理関係主要法規集（平成五年版）』大成出版社 1993年
- [15] 食糧問題研究所『食糧ジャーナル』
- [16] 全国新聞情報農業協同組合連合会『日本農業新聞』
- [17] 全国食糧事業協同組合連合会『月刊「食糧」』